

東京圏から**鹿児島県へ移住し、**
就職又は起業した方へ
最大100万円を支給します！！

移住支援事業について

東京23区（在住者又は通勤者）から鹿児島県内へ移住し、鹿児島県が運営するマッチングサイト（かごJob）※1に掲載された対象求人に応募し就職した方、又は起業支援金※2の交付決定を受けた方に、移住先の市町村から移住支援金を給付します。

※1 [URL \(https://www.kagojob.jp/\)](https://www.kagojob.jp/)

※2 起業支援金については、令和元年度の募集は終了しています。次年度の募集については、詳細が決まり次第、別途県HP等で御案内します。

【お問合せ先】

鹿児島県商工労働水産部商工政策課
（人財確保育成班）

電話：099-286-2990

メール：syo-jin@pref.kagoshima.lg.jp

移住支援金の支給に係る
詳細要件等はこちらで
御確認ください。



【鹿児島県移住支援金制度の概要】

1 移住支援金の対象となる方

次の①～③の全てに該当する方が対象となります。

- ① 直近5年以上※¹、東京23区に在住又は通勤していた方（条件不利地域を除く東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住していた方）
- ② 令和元年10月3日以降、2に記載した市町村に移住した方で、5年以上継続して居住する意思のある方
- ③ 県が運営するマッチングサイトに掲載された法人等※²の求人に応募し就職された方、又は起業支援金の交付決定を受けた方

※¹ 令和元年12月20日以降に移住された方は、対象要件が「直近10年間のうち、直近の1年間を含む通算5年以上」に変更となっております。

※² 就業者にとって3親等以内の家族が代表者、取締役などの経営を務めている法人等への就業は対象外です。

2 対象となる移住先

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町、南種子町、宇検村、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町

3 支援金額

2人以上世帯の場合：100万円

単身の場合：60万円

※原則として、住民票の世帯人数により判断します。

4 申請できる期間

【就業の場合】移住支援事業募集開始後に対象求人に応募し、就職してから3か月経過後かつ移住した日から3か月以降1年以内の期間

【起業の場合】起業支援事業の交付決定日以降1年以内かつ移住した日から3か月以降1年以内の期間

5 申請方法

申請書と必要書類を添えて、市町村の移住担当課に申請してください。

申請にあたっては、本人確認書類及び振込口座の確認ができる書類が必要です。

※ 本事業の詳細については、移住希望先市町村HP又は県HPを御確認ください。
県HP（<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/izyusien.html>）

【移住支援金給付の流れ】

